

三次市教育委員会告示第6号

(仮称)三次市新学校給食調理場運営検討委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月23日

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

(仮称)三次市新学校給食調理場運営検討委員会設置要綱の一部を改正する告示

(仮称)三次市新学校給食調理場運営検討委員会設置要綱(令和4年三次市教育委員会告示第12号)の一部を次のように改正する。

題名中「(仮称)三次市新学校給食調理場」を「三次市三次学校給食センター」に改める。

第1条中「(仮称)三次市新学校給食調理場」を「三次市三次学校給食センター」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前の(仮称)三次市新学校給食調理場運営検討委員会設置要綱第3条の規定により委嘱されている(仮称)三次市新学校給食調理場運営検討委員会委員は、改正後の三次市三次学校給食センター運営検討

委員会設置要綱第3条の規定により委嘱された三次市三次学校給食センター運営検討委員会委員とみなす。